

各県立高等学校長 殿  
大分豊府中学校長

高校教育課長

県立高等学校等における学年ごとの分散登校の実施について（通知）

標記のことについて、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が全国規模で5月31日まで延長される中、県内で感染経路が不明な陽性患者が新たに発生していないことから、県内での発生状況等を注視しながら、学校における教育活動を令和2年5月11日（月）から再開することとしたので通知します。

については、各学校において、国のガイドラインに則り、手洗いや咳エチケット等の万全の感染症対策を講じた上で下記事項に十分留意し、学年別登校の準備を進めるよう願います。

なお、国の動向及び今後の県内での感染状況の変化に応じ、学校の教育活動の在り方については、変更となる場合があることを申し添えます。

記

- 1 県立高等学校及び大分豊府中学校については、県内での発生状況に注視しながら、5月11日から徐々に教育活動を再開し、当分の間、※学年ごとに登校日（各学年月曜日から土曜日のうち週2日の登校）を設けて教育活動を実施すること（学年別分散登校の考え方については別紙の通り）。また、土曜日に勤務する教職員については、週休日の振替で対応すること。  
※大分県立学校管理規則第2条7項の4に係る臨時授業・臨時休業の実施について、別紙様式5により届け出ること。  
なお、5月7日、8日については臨時休業とし、学年ごとの登校日実施に関する周知及び校内の消毒等、教育活動の再開に関する準備を行う。
- 2 学校教育活動においては、空き教室等を活用し、1教室あたりの生徒数を20名程度に抑えること。また、教育活動の実施に当たっては、3つの密が重なることを避けるため、登下校時を含むマスクの着用、手指消毒、毎日の検温・こまめな換気など、万全の感染防止対策を講じること。
- 3 ICTを活用した遠隔授業の配信等や適切な課題を課すなど、家庭での学習と併せ、生徒の主体的な学びを支援する。
- 4 教育活動の時間は、9:00～16:30の間とし、各学校の実情に応じて設定すること。
- 5 公共交通機関における通勤時間帯を避けるため、時差通学を実施すること。登校時の公共交通機関利用による一般乗降者との接触の低減を図るため、通学をサポートする貸し切りバスを運行する。（バスの運行時刻、路線については後日通知）
- 6 部活動については、登校日の生徒の学年に限り、感染防止対策を徹底した上で実施可能とする。
- 7 臨時休業が長期に渡ったことから、学校再開後の生徒の健康状態などを観察・把握し、健康相談等の実施や、SCやSSW等の専門スタッフも活用した適切な支援を行うこと。
- 8 再開後も不要不急の外出を控えるよう指導すること。

担 当

高校教育課 阿部 充  
電 話 097-506-5623  
ファクシミリ 097-506-1796